

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年9月11日付けで行った公文書部分開示決定のうち、落札業者に係る情報については開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年8月28日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「案件番号：6041 調達案件名称：電子黒板及び移動式スタンド（ICT 教育推進課） 本件調達に関し事前に提出する（イ）別紙様式1－2「機能等証明書」（ウ）別紙様式1－3「使用適合証明書」 対象：すべての入札参加業者分」と記載した公文書開示請求書を提出し、該当する公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、「6041 競争参加資格確認通知書の発行について（電子黒板及び移動式スタンド（ICT 教育推進課））」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件対象文書の一部が条例第10条第1号、同条第2号又は同条第5号柱書きに該当するとして、同年9月11日付けで、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、同月26日付けで、本件処分のうち別紙様式1－3仕様適合証明書及びカタログに係る部分開示決定について取消しを求める審査請求を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、同年12月16日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。

(5) 当審査会は、令和7年7月14日に実施機関に対し、条例第26条第4項に基づく調査を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分のうち、別紙様式1－3仕様適合証明書の商品名、メーカー名等、銘柄・型式とカタログを不開示とした部分に係る決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

不開示部分のうち、別紙様式1－3仕様適合証明書の商品名、メーカー名等、銘柄・型式とカタログについては、法人の営業上の手法やノウハウに関する情報ではなく、世間一般的に開示されている製品情報であり、また、落札業者分の情報については納品される学校へ確認すれば確認できる情報であり、埼玉県情報公開条例第10条第2号の不開示情報に該当しない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が開示を求める情報は、入札参加業者が当該入札の競争入札参加資格を得るために提出したものであって、公開を目的としたものではない。
- (2) 本件対象文書が公開されることで、入札参加業者の仕入れに関するノウハウ（調達先選定、品質、価格等）という企業経営上の重要事項を公にすることとなり、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- (3) 以上のことから、本件対象文書は審査請求人が主張する「世間一般的に開示されている製品情報」には当たらず、埼玉県情報公開条例第10第2号に該当するものであることから、本件処分は妥当であり、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、埼玉県が令和6年7月9日に公告した一般競争入札「電子黒板及び移動式スタンド（ICT 教育推進課）」において、各入札参加業者が提出した文書である。

審査請求人は本件処分のうち、別紙様式1－3仕様適合証明書の商品名、メーカー一名等、銘柄・型式とカタログについて条例第10条第2号に定める不開示情報に該当しない旨主張している。

そこで当審査会は、本件処分のうち別紙様式1－3仕様適合証明書及びカタログに係る部分開示決定の妥当性について、以下、検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

条例第10条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」を不開示情報として規定している。

実施機関は、別紙様式1－3仕様適合証明書とカタログの不開示部分が公開されることで、入札参加業者の仕入れに関するノウハウ（調達先選定、品質、価格等）という企業経営上の重要事項を公にすることとなり、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

そこで、当審査会において当該不開示部分を見分したところ、別紙様式1－3仕様適合証明書の不開示部分には入札参加業者が選定した商品の商品名、メーカー一名、銘柄・型式が記載され、カタログにはメーカー名や商品の詳細な仕様等が記載されていた。また、審査会において確認したところ、本件入札に係る業者名、入札金額及び落札業者名等については、入札情報公開システムにて公にされていた。よって、

当該不開示部分を開示することで、既に公にされている情報と照合することにより、各入札参加業者がどのメーカー、銘柄・型式の商品を選定し、いくらで入札したかが明らかになるといえる。これらの情報は各入札参加業者の営業上のノウハウに当たり、当該不開示部分を開示することは、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

一方、当該不開示部分のうち、落札業者の情報については、落札後、実際に商品は既に納入されており、既に使用されている。本件入札を見るに、納入先は県内の複数の高等学校であり、どのような商品が使用されているのかは一定程度公になっているといえる。そのような中で商品のメーカー名や銘柄・型式等が開示されたとしても、落札業者の競争上の地位その他正当な利益を害するとは言えず、条例第10条第2号に規定する不開示情報には該当しない。また、当該不開示部分については、条例第10条その他各号にも該当しないことから、開示が妥当である。

(3) 小括

以上のことから、本件処分については、落札業者分の別紙様式1－3仕様適合証明書のメーカー名、銘柄・型式とカタログについては開示すべきであるが、その余の部分に係る決定については妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

洞澤 秀雄、田畠 麗菜、松村 好恵

審議の経過

年 月 日	内 容
令和 6 年 12 月 16 日	諮問(諮問第 381 号) を受け、弁明書の写しを受理
令和 7 年 6 月 30 日	審議(第三部会第 191 回審査会)
令和 7 年 7 月 28 日	審議(第三部会第 192 回審査会)
令和 7 年 9 月 8 日	審議(第三部会第 193 回審査会)
令和 7 年 10 月 7 日	答申